

農林漁業の6次産業化の推進に関する

政策評価書

平成31年3月

総務省



## 前 書 き

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源など豊かな環境・資源を有している。しかし、このような農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増しており、基幹的農業従事者の高齢化・減少、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）では、「農林水産業を成長産業にする」とされ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、30年11月27日最終改訂）では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとされており、これらを実現するための取組の一つとして6次産業化が推進されている。

6次産業化の取組の推進に関しては、平成20年に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）が施行されたことにより、いわゆる農商工連携の取組に係る支援スキームが整備された。また、その後、平成23年に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）が、25年に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）が施行されたことにより、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組を支援するスキームが整備された。

本政策評価は、前述のスキーム等により、国が本格的に6次産業化の取組の推進を図り始めてから一定の期間が経過したことを踏まえ、6次産業化の推進に関連する政策の効果の発現状況等を明らかにし、6次産業化の取組の更なる推進を図る観点から実施したものである。

なお、本政策評価においては、実際に6次産業化に取り組む農業者等における取組の実態、課題、意見・要望等を把握し参考情報として提供することに努めている。本政策評価が6次産業化の取組の更なる推進の一助になれば幸いである。



# 目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	3
3	評価の観点	3
4	政策効果の把握の手法	3
5	調査対象機関等	5
6	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	5
7	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	5
第2	政策の概要	6
1	政策の背景	6
2	6次産業化の推進に関する政府目標	6
3	6次産業化の推進に関連する施策・事業、予算額等	6
第3	政策効果の把握の結果	9
1	農林漁業の6次産業化の推進状況	9
(1)	6次産業化の推進に関する政府目標、進捗状況等	12
(2)	6次産業化事業の事業規模別の分析	17
(3)	経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別の分析	26
(4)	6次産業化の取組事業数別の分析	34
(5)	6次産業化に取り組む単一の事業内容別の分析	41
(6)	6次産業化に取り組む事業内容別（事業全体）の分析	47
(7)	事業内容の組合せ別の分析	53
2	6次産業化に取り組む事業者における課題等	59
(1)	6次産業化に取り組む事業者における課題	60
(2)	6次産業化に取り組む事業者における課題への対応方法	64
(3)	今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援	77
3	6次産業化事業から撤退した事業者及び実施したことがない事業者の状況	80
(1)	撤退者の6次産業化事業において直面した課題、撤退の理由等	81
(2)	未参入者の6次産業化事業の取組意向等	84
4	6次産業化の取組に対する法律に基づく制度的な支援の状況	90
(1)	6次産業化に係る各種法律に基づく制度的支援	90
(2)	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の状況	102

(3) A-FIVE法に基づく出資案件等の状況	120
(4) 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の状況	149
5 補助金、助言等による支援の状況	169
(1) 補助金・交付金等による支援の状況	169
(2) 助言による支援の状況	185
(3) 地域ぐるみの6次産業化の取組等の状況	205
第4 評価の結果及び勧告	223
1 評価の結果	223
2 勧告	234